

平成22年度事業計画

景気の二番底も懸念される中、政府は今年1月22日に平成22年度の経済見通しについて次のとおり閣議決定しました。

平成22年度において、景気は緩やかに回復していくと見込まれる。これは、対策や平成22年度予算に盛り込まれた家計を支援する施策等により、民間需要が底堅く推移することに加え、世界経済の緩やかな回復が続くと期待されるからである。

物価は、大幅な供給超過の下で、マイナス幅が縮小するものの穏やかな下落が続くと見込まれる。また、失業率は高止まるとみられる。

こうした結果、平成22年度の国内総生産の実質成長率は、1.4パーセント程度と3年ぶりのプラス成長が見込まれる。

なお、先行きのリスクとして、雇用情勢の一層の悪化、デフレ圧力の高まりによる需要低迷、海外景気の下振れ、為替市場の動向等に留意する必要がある。

今回は公共投資や雇用者報酬など細部も含めて正式決定されましたが、政府予算案も踏まえた今年度の公共投資（公的固定資本形成）は、実質がマイナス9.8パーセント、名目はマイナス9.5パーセントとそれぞれ過去2番目の下落幅となっています。これは昨年度の補正予算で大幅な公共投資が投入されることによる反動感も影響しています。

昨年9月に誕生した新政権は、国の財政給付などを通じて家計の所得を増やし、消費主導で経済成長を目指す、企業よりも家計主導へと政策の舵を取りました。この考え方を基とした平成22年度の一般会計総額は、対前年度比プラス4.2パーセントの92兆2,992億円で、当初予算ベースで過去最大規模となっています。子供手当の創設などを盛り込んだ家計重視となっており、その結果、税収が37兆4千億円と低迷する一方で、政策実行のための一般歳出は53兆5千億円、国債の新規発行額も44兆3千億円と膨れ、それぞれ過去最大のものとなっています。

その一方で我々業界の市場規模に直接影響をもたらす公共事業は、新政権の政策の対極にあり、公共事業関係費は昭和53年度（5兆4,551億円）以来32年ぶりの低水準額となる5兆7,731億円で、これは、当初予算比マイナス18.3パーセントで減少額及び比率は小泉政権下の平成14年度（マイナス10.7%、1兆113億円減）を上回り、過去最大のものとなっています。

日本の全雇用の約9パーセントを担い、かつ、国内総生産（GDP）の約6パーセントにあたる30兆円の内需を創出している建設業界を始め、建設関連業に従事する者にとっては誠に厳しい予算であります。

このような厳しい環境下にあって、海図のない荒海の中で航海しなければなりません。社会基盤は国民の生活基盤として、また、産業活動を支える基盤として程度の差こそあれその整備はいかなる時代においても不可欠でありますので、それを支える補償コンサルタントの存在意義が薄れることはありません。むしろ、国、地方公共団体の職員減等を考えれば、その業務領域は拡大の方向にあると考えられます。

一方で非常に厳しい状況の中で生き残っていくためには、一層新しいものにチャレンジしていくことが求められ、そのための業態改革も必要であり、一例とし、市場規模が縮小している中で事業損失、補償関連部門の市場規模は逡増しており、これへの積極的参入、さらには、民間からの受託化、既に国において実施されている公共用地交渉業務の地方公共団体への拡大、固定資産家屋評価補助業務委託化のための市町村への働きかけ、業務受注体制等のあり方等の制度設計等を早急に進めることが重要です。このため、厳しい市場環境にも耐えられる体力造りとしての具体的検討等を行う特別委員会（仮称）を平成22年度に設置して、①新たなビジネスチャンスの創出と具体策、②人材の育成と活用策、③新たな成長戦略の策定等について、優先順位の高いものから具体策の検討等を行うことを予定しています。

なお、平成21年度に引き続き、平成22年度においては、中・長期的に財政を安定させる観点や、直面する課題である公益法人制度改革に対応した検討を進める中で、既存事業の見直し等を積極的かつ計画的に実施し、より簡素で効率的な業務運営を図ります。

以下、平成22年度事業の主なものは、次のとおりです。

1 補償コンサルタント業務に従事する者の資質向上を図るための指導及び研修会、講習会等の開催

(1) 補償業務管理士に関する研修、試験等の実施

イ 共通科目及び専門科目研修の実施

共通科目研修は全国10地域において、専門科目研修（総合補償部門を含む。）は東京において実施します。

ロ 検定試験等の実施

(イ) 筆記試験及び口述試験の実施

筆記試験は全国10地域において、口述試験は東京において実施します。

(ロ) 専門科目研修等の免除申請の審査

測量士、不動産鑑定士等の有資格者からの専門科目に係る研修及び筆記試験の免除申請について、審査します。

(ハ) 免除申請基準該当者の免除申請の審査

補償業務管理士研修及び検定試験免除申請基準に該当する者の免除申請について、審査します。

(ニ) 総合補償部門試験の実施

総合補償部門の論文試験は全国10地域において、口述試験は東京、大阪において実施します。

(ホ) 試験問題等の公表

補償業務管理士筆記試験の問題、正答及び合格基準について、ホームページ等を通じて公表します。

ハ 補償業務管理士の登録等

(イ) 登録

補償業務管理士の新規及び更新の登録を実施します。

(d) 登録更新講習会の実施

補償業務管理士の登録の更新時に行う講習会は、全国10地域において実施します。

(2) 研修等の実施

イ 本部が実施する研修

(i) 基礎研修

補償業務の基礎的知識の修得を目的として、実務経験がおおむね1年以上6年未満の者を対象に実施します。

(ii) 専門研修

① 移転工法及び物件補償研修

補償業務のうち、移転工法の検討・物件補償の業務遂行に当たり必要となる専門的知識の修得等を目的として、実務経験がおおむね5年以上の者を対象に実施します。

この研修は5日間とし、受講者のニーズに応じて、移転工法又は物件補償のいずれか一方又は両方を受講できるようにします。

② 総合補償実務研修

総合補償部門に関する業務について、必要となる総合的な知識と技術の修得を目的として、各支部から推薦された実務経験8年以上の者を対象に実施します。

ロ 支部が実施する研修等

各支部及び県部会においては、会員のニーズに応じて独自に、又は地区用地対策連絡協議会等と協力するなどにより、各種の研修等を実施します。

(3) 専門学校における補償講座

補償業務に関して専門的な知識を有する者を事前に養成し、補償コンサルタント業界で必要とする職員の円滑な確保に資することを目的として、全国の専門学校において開講される補償講座に、引き続き講師を派遣します。

なお、今年度は8校が補償講座を開講する予定となっています。

(4) 補償相談等の実施

受注業務の円滑かつ適正な履行、成果品の質の向上、補償業務担当者の資質の向上等に資するため、引き続き補償理論・技術等に関する相談等を実施します。

なお、相談等の内容を分析し、その内容によっては月刊補償コンサルタントに掲載するなどにより問題点を共有し、今後の補償業務に活かしていくこととします。

(5) 補償業務実施に関する公正の確保

会員の綱紀が保たれるよう会報をはじめ、協会の発行する各種図書に倫理要綱を掲載するなどにより、引き続き周知徹底を図ります。

また、独占禁止法の遵守について周知徹底を図るため、引き続き各支部において、(財)建設業適正取引推進機構、(財)公正取引協会等の協力を得て、研修を実施します。

2 補償コンサルタント業務に関する啓発、宣伝

(1) 補償コンサルタントの業務領域の拡大等に関する啓発、宣伝等

補償コンサルタントの業務領域の拡大を図るため、「転換期における会員の活性化と協会の役割」に関する基本的事項（平成17年12月9日理事会決定）における「業務領域拡大のための具体策」に基づき、各支部ごとに活動方針を策定し、「新たな業務ニーズに応える総合補償士」、「固定資産家屋評価補助業務受託のご案内」をはじめとする各種パンフレット等を活用して、受託業務領域の拡大、受託業務の増加等のために、引き続き起業者等に対し、補償コンサルタント業務に関する啓発、宣伝、要望等を実施します。

また、起業者に対する補償コンサルタント業務に関する啓発、宣伝等の活動や行政機関等との意見交換等を通じて、新たに発注を希望する業務等の意向を把握して、業務領域の拡大等に努めます。

(2) パンフレットによる広報

補償コンサルタント業務、補償業務管理士等に関する啓発、宣伝等に資するため、「(社)日本補償コンサルタント協会事業のあらまし」、「公共事業を支える補償コンサルタント」、「補償業務管理士資格の案内」、「新たな業務ニーズに応える総合補償士」、「固定資産家屋評価補助業務受託のご案内」等のパンフレットを作成します。

また、状況変化に応じて、内容を効果的なものに見直し、又は新たなパンフレットを作成します。

(3) ホームページによる広報

補償コンサルタント、協会活動、会員に関する情報等について、引き続きホームページにより発信します。

また、補償業務管理士筆記試験の問題、正答及び合格基準については、今年度も引き続きホームページを通じて公表します。

(4) 他機関発行の機関誌等を利用した広報

「月刊用地ジャーナル」等をはじめ、業界専門紙等を利用し、引き続き補償コンサルタント業務に関し啓発、宣伝等を実施します。

3 補償コンサルタント業務に関する調査、研究

(1) 補償コンサルタントの実態調査等

イ 補償コンサルタント経営実態（平成21年度分）の把握及び分析

「現況報告書」等に基づき、①企業属性関連、②財務関連の指標、③成長性等の比較分析、④構成比率分析、⑤趨勢分析、⑥完成業務原価構成比率等の分析を行い、経営基盤の確立等に資する基本資料として活用します。

ロ 補償コンサルタント業動態調査の実施

補償コンサルタント業の直近の受注動向を迅速かつ的確に把握するため、会員の協力を得て調査を実施し、受注業務量拡大の方策に資する資料等として活用します。

(2) 補償業務のモデル化のための研究

前年度に引き続き、用地調査等の業務の具体的な内容を抽出し、業務の進め方、業務遂行上の留意事項等を取りまとめて、補償業務の指針となるものを作成するため調査検討を行います。

具体的には、前年度に資料の収集を行った事業損失（地盤変動により生じた建物損傷）に関する資料等の追加・検討を行い、実務に活用できるマニュアルとして取りまとめることとしています。

(3) 諸外国における損失補償制度等の調査

EU 諸国における最新プロジェクトの補償実態及び損失補償制度等を調査するとともに、行政機関に限らず用地関係団体とも積極的に交流を図り、法制及び補償事例等の調査、研究、資料収集のため会員等を派遣します。

(4) 諸外国用地関係団体との交流等

イ 国際用地協会（IRWA）

平成22年6月24日から7月2日までの9日間、カナダ・アルバータ州カルガリーで開催される第56回教育セミナーに参加し、アメリカ、カナダ、南アフリカの各国と最新の補償制度等に関して意見交換等を行うとともに、日本側から営業補償に関するプレゼンテーションを行います。

なお、教育セミナー、IRWAの機関誌「Right of Way」や研修テキスト等の参考となる情報を和訳し、月刊補償コンサルタントに掲載します。

ロ (社)韓国鑑定評価協会（KAPA）

両国の補償制度等の最新の情報等の交換等を行うとともに、来年度開催予定の第7回日韓合同セミナーに向けてテーマの選択、資料収集等を行います。

(5) 常任委員会等における調査、研究

後述の6の(1)に掲げるとおり、各常任委員会等において、当面する課題等についてそれぞれ調査、研究を実施します。

4 補償業務に関する公共事業施行者等に対する連絡、協力

(1) 懸案事項等に関する要望活動

補償コンサルタント業務の運営の改善、補償コンサルタント業界の健全な発展を図るため、これらに関し直面している懸案事項等について改善等を求める要望書を取りまとめ、国土交通省土地・水資源局をはじめとする関係起業者等に要望し、その実現に努めます。

(2) 行政機関等との意見交換等

行政機関等との意見交換会は、双方から意見を出し合うことから、業界としての今後の方向性を見極める重要な場となっており、補償コンサルタント業務の円滑な実施を図るため、協会全体を通じた共通の事項については本部が、支部及び都府県部会独自の事項については支部等が、関係行政機関等とそれぞれ意見交換会を実施します。

(3) 関係行政機関等に対する協力

用地補償業務の発展等のため、協会が有している経験等を活かし、関係行政機関等が行う調査、研究、研修等の種々の活動に対して協力します。

5 補償コンサルタント業務に関する機関誌、図書等の出版等

(1) 月刊補償コンサルタントの発行

会員に対する情報提供を目的として、月刊補償コンサルタントを毎月発行します。

また、補償コンサルタント業務の広報活動の一環として、広く起業者等にも配布します。

各支部においても、支部報を年1回又は2回発行し、支部の活動状況に関する広報を実施します。

(2) 「補償コンサルタント要覧」の発行

起業者の業務発注の際の便宜のため、平成22年度版「補償コンサルタント要覧」を発行します。

(3) その他関係図書の配布等

会員が用地補償業務を実施する際に参考となる図書等を、配布又はあつ旋します。

6 その他本会の目的を達成するための事業

(1) 経営委員会及び常任委員会並びに補償業務管理士試験委員会の活動

「転換期における委員会の活性化と協会の役割」に関する基本的課題（平成17年12月9日理事会決定）の趣旨に沿って、経営委員会及び常任委員会において、

また、必要に応じてワーキング・グループを設置して、調査、研究等を行います。

経営委員会及び常任委員会並びに補償業務管理士試験委員会の平成22年度の主な検討課題は、次のとおりです。

イ 経営委員会

各委員会と連絡、連携、調整等を密にし、公益法人制度改革への対応をはじめ協会の組織運営の基本に関すること、補償コンサルタント業務の向上及び進歩改善に関すること等について、検討等を行います。

ロ 常任委員会

(イ) 総務委員会

① 公益法人制度改革への対応

公益社団法人への移行を基本的方向に位置付け、引き続き課題の整理・検討等を行い、新法人の基本となる定款、規程等の案を作成します。

② 正会員の資格要件

公益認定申請に向けて、引き続き、新たな正会員の資格要件を検討します。

③ 都府県部会のあり方

部会の活性化の観点から、部会の構成員、部会に対する支援策等について検討します。

④ 特定テーマを調査・検討する組織の設置

周辺業務領域への展開、さらには協会の将来展望などの、常任委員会の所掌事務を超えているような補償コンサルタントを取り巻く諸課題などについて調査・検討等を行う「特別委員会（仮称）」を設置するため、理事会決議等の条件を整備します。

(ロ) 企画・広報委員会

① 平成22年度要望書の作成と業務領域拡大等

現在の社会経済情勢も踏まえながら、緊急度が高いものを優先して要望書を作成します。

また、各地域特有な事項については、地域の実情を反映した広報活動を行います。

起業者から期待される業務領域等については、着実に広がりつつありますので、それぞれに対応したきめこまかな活動方針を作成し、なお一層の積極的な活動を展開します。

② パンフレットの内容見直し

各種パンフレットについて、状況変化に応じて内容を効果的なものに見直しを行います。

③ 会報の見直し

会報の掲載内容等について、引き続き見直しを行います。

(ハ) 補償業務委員会

① マニュアルの作成

総合補償部門の創設に伴い、公共用地交渉を含む業務の発注が増加するものと見込まれますが、会員の多くはこのような業務の経験が少ないことから、

総合補償士が行う業務に関する知識と技術の修得が急務であるため、総合補償士の業務の参考に資するため、公共用地交渉に関する想定問答などのマニュアルの作成について、平成21年度に引き続き調査・検討をします。

② 固定資産家屋評価補助業務拡大の啓発等

固定資産家屋評価補助業務の拡大のため、自治体への啓発・宣伝の手法等を検討し構築します。

③ 電子納品化の実態調査

用地調査等業務に関する電子納品化の実態について、調査をします。

(二) 研修委員会

前年度に引き続き公益法人への移行に向けて、研修における本部・支部の役割分担、研修のコース、カリキュラム、テキスト等を含む研修制度全体について、検討します。

(ホ) 登録・資格制度委員会

① 補償コンサルタント登録規程の運用上の改善要望

各支部の具体的な要望事項等を取りまとめたうえで、必要に応じ、要望内容を検討します。

② 「補償コンサルタント登録申請のためのガイドブック」の充実

内容を充実した改訂版を作成し、会員に配布します。

③ 補償業務管理士試験制度のあり方に関する検討

昨年度の資格制度検討専門委員会の検討結果を踏まえて整理される、共通科目と専門科目の区分について、検討します。

④ 補償業務管理士の登録更新

登録更新講習のあり方について検討します。

ハ 補償業務管理士試験委員会

総合補償部門を含む8部門の業務内容に必要な知識能力等を点検・見直し、体系的な研修テキストの検討に着手します。

(2) 登録更新申請手続等の支援等

会員が、「補償コンサルタント登録規程」に基づく登録更新手続等を円滑に行えるよう、引き続き次のとおり支援等を行います。

イ 登録更新申請等の事前チェック

登録申請事前チェックを活用して、原則として10日以内に、会員の申請等の手続きに遺漏がないかどうか迅速にチェックします。

ロ 申請書類作成円滑化のための情報提供

登録申請の円滑化を図るため、「補償コンサルタント登録申請のためのガイドブック」を見直して改訂版を作成し、会員に配布します。

さらに、書類作成の円滑化に資するため、書類作成の留意事項の事前送付、協会ホームページからの申請書等用紙のダウンロード等を引き続き実施します。